

学校生協加入(出資・積立増資)申込書

臨時職員・講師用

- ・宮崎県学校生活協同組合利用規程を確認了承しました。
- ・出資 1,000 円(1 口)を出資し、加入します。(出資金は 1 口 1,000 円です。)

申込年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

●学校(所属)名	小・中・高・支援・他	お名前 (自署)	○ (フリガナ) ○										
○ 組合員コード	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>											公立学校共済組合員の方は県の職員番号と同じです。 それ以外の方は空欄で結構です。	
	A:臨時職員・講師 B:市町村臨時・PTA職員												
○ 生年月日	3: 昭和 4: 平成 年 月 日	○ 性別	1:男 2:女										
○ 自宅住所 〒	-												
	自宅電話 (- -) E-mail(@) 携帯電話 (- -)												
○ 出資金 1,000 円(1 口)を出資し、加入します。 (出資金は、脱会される際に全額お返しします。)	①:する												
○ 30,000 円(30 口)まで、月々1,000 円の積立増資申込 (学校生協では、お預かりしている出資金を活用して各種事業を行っています。ぜひ、積立増資をお願いします。)	1:する	¥:しない											
○ 共同購入チラシ登録	1:する	¥:しない											
● 「週配」共同購入(コープみやざきとの業務提携)	1:する	¥:しない											
● 組合員証 *同封の申込書にご記入いただき、一緒にご返送ください。	1:学校生協MC(加入条件になります。) *年会費永年無料(海外旅行傷害保険付)												

○登録口座(出資金・各種配当金・返品等のご返金口座になります。)※左詰でご記入ください。

郵便貯金記号番号	の	
口座名義 (カナ)		
口座名義 (漢字)		

ご請求等についてのお願い

県費負担臨時職員・講師の方は、「A口座」からの振替になります。(6月・12月は賞与からの振替になります。)
上記以外の方は、郵便局「自動払込利用申込書」にて口座登録が必要になります。必要事項をご記入いただき、当用紙と一緒にご提出ください。なお、振替は毎月22日になります。

《学校生協記入欄》

所属コード	A口座登録	M C	発送		□ 座	郵便局へ	
	①する	申込書	MCへ		申込書	デンサンより	

※ 当組合員加入に関する必要事項専用で使用・個人情報保護

宮崎県学校生活協同組合加入・利用規程

『臨時職員(県・市町村)・PTA雇用職員用』

(目的)

第1条 この規程は、組合員が学校生協の差引を利用した場合の基準を定めることを通して、組合員の生活の安定と学校生協の健全な運営を図ることを目的とします。

(加入規程)

第2条 公立の学校または学校関係機関に勤務する臨時職員、PTA雇用職員で、下記を条件とします。

- (1)雇用残任期間が6ヶ月以上あることを原則とし、任用期間終了後は任意脱退とします。
- (2)組合員証は、MC機能付カードとします。
- (3)学校生協給与差引(A口座)とします。A口座がない場合は、郵便局口座振替とします。
- (4)加入希望者で過去組合員として学校生協利用規程に違反したことが判明した場合は、加入できません。

(利用範囲)

第3条 割賦を利用する場合、支払回数は残任期間内の回数(利用に伴う金利は別に定めます。)とし、任用期間中に学校以外へ異動または退職の場合は、残金一括返済となります。なお、原則として団体扱い保険の加入はできません。ただし、任用期間が1年以上で正職員と同等の勤務管理等の条件を満たす場合、加入資格を認める場合があります。

(支払金滞納)

第4条 組合員の責任により支払金滞納などの不正常が生じた時は、次の措置とします。

- (1)支払期日までに入金されない時は、催告を行い正常な支払いが確認される時は通常の支払いを認めます。
- (2)支払月の翌月末までに入金されない時は、催告手数料を加算して請求します。

(支払金連続滞納)

第5条 組合員の責任により支払金等が3ヵ月連続、又は過去1年間に4回以上正常な支払いがない時は、覚書(要連帯保証人)の提出を求め次の措置とし、同時に利用停止となります。

- (1)事後の正常な支払いが継続できることが確認される時は、通常の支払いになります。
- (2)通常の支払いが困難と認められる時は、支払回数の延長を認めます。ただし、金利を含む残高に現行金利を付します。

2. 前項の措置を受けた組合員が、利用再開を希望する場合は理事会議決を要します。

(利用停止)

第6条 組合員に次に該当する事実が生じた時は、利用停止を本人に通知し組合員証の返還を求めます。

- (1)自己破産を申立てた場合
- (2)本人の負債又は債務保証等により債務差押等の処分を受けた場合
- (3)学校生協以外の団体を含む金銭債務に関して、信用失墜行為が確認された場合
- (4)支払金延長措置等を講じたにも関わらず、支払金滞納等が生じた場合
- (5)その他、利用停止とみなすべき正当な事由が生じた場合

2. 前項に該当する組合員に学校生協債務がある時は、法的措置を講じ残金一括返済を求めます。

(団体保険の取扱)

第7条 組合員の滞納支払金等に保険料等が含まれる時は、契約失効のおそれがあることを本人に通知します。

なお、簡易保険等団体扱いでの加入ができない保険があります。

2. 前項の組合員が第5条又は第6条に該当する時は、保険料等の学校生協団体扱いから除外します。

(相殺措置)

第8条 第6条に該当する組合員に出資金等がある時は、相殺等の措置を求めます。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経ます。

付 則

この規程は1999年 9月 1日から施行する。

2007年	2月13日	一部改正
2007年	8月 7日	一部改正
2008年	7月16日	一部改正
2010年	8月24日	一部改正